

# NISA口座開設の流れ

## ステップ1

マイナンバーの告知がお済みかどうかご確認のうえ、必要な書類をご用意ください。

NISA口座の開設にあたっては、弊社へマイナンバーの告知をしていただく必要があります。すでに弊社へマイナンバーの告知をしていただいている場合、再度告知をしていただく必要はありません。

### SMBC日興証券にマイナンバーを告知している場合

#### 本人確認書類

本人確認書類(1点)のコピーをご用意ください。なお、店舗でのお申し込みの場合は原本をご用意ください。  
○運転免許証、健康保険証 等 (顔写真の有無は問いません)

### SMBC日興証券にマイナンバーを告知していない場合

【A】【B】【C】の書類をそれぞれご用意ください。なお、店舗でのお申し込みの場合は、【A】【B】の原本をご用意ください。

| 【A】個人番号(マイナンバー)確認書類                                                                                      | 【B】本人確認書類                                                                                                                              | 【C】個人番号(マイナンバー)告知書兼提供書 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 個人番号カード<br>(両面のコピー)<br> | 【A】で個人番号カードをご用意いただいた場合、別途本人確認書類のご用意は不要です。                                                                                              | 同封の書類へご記入ください          |
| 通知カード<br>(コピー)<br>     | 「写真つき本人確認書類」の場合は1点、「写真なし本人確認書類」の場合は2点ご用意ください。<br>○写真つき本人確認書類(1点)<br>運転免許証(運転経歴証明書) 等<br>○写真なし本人確認書類(2点)<br>住民票(注)、健康保険証、印鑑証明書、国民年金手帳 等 |                        |
| 住民票<br>(個人番号あり)<br>   | (注) 【A】個人番号(マイナンバー)確認書類が住民票(個人番号あり)の場合、【B】本人確認書類として兼用できます。                                                                             |                        |

## ステップ2

「非課税口座開設届出書(NISA申請書)」をご記入ください。

ご記入例をご確認のうえ、「非課税口座開設届出書(NISA申請書)」をご記入ください。

※株式数比例配分方式については、裏面の【株式数比例配分方式のお申し込みについてのご留意事項】をお読みください。

## ステップ3

必要書類がそろっているか、ご確認のうえ、ご提出ください。

### ご提出の前に再度ご確認ください

➤ 弊社へマイナンバーの告知がお済みの方

- ☐ 「非課税口座開設届出書(NISA申請書)」
- ☐ 本人確認書類

➤ 弊社へマイナンバーの告知がお済みでない方

- ☐ 「非課税口座開設届出書(NISA申請書)」
- ☐ 【A】個人番号(マイナンバー)確認書類
- ☐ 【B】本人確認書類
- ☐ 【C】個人番号(マイナンバー)告知書兼提供書

## ■「非課税口座開設届出書 (NISA申請書)」 ご記入例

**1** お客さまの口座番号をご記入ください。

**2** 住所・氏名・生年月日・電話番号をご記入ください。

**3** 株式数比例配分方式を申し込む際は ☐ にレ点でチェックしてください。  
※上場株式等の配当金を非課税とするためには、お申し込みが必要です。下記のご留意事項をご確認のうえ、お申し込みください。

2823  
SMBCH興証券株式会社 御中

2023.12

口座番号 係コード  
0 1 2 3 4 5 6 7 8

お申込日 20 ×× 年× 月× 日

### 非課税口座開設届出書 (NISA申請書)

租税特別措置法第9条の8及び同法第37条の14第1項から第4項までの規定の適用を受けたいので、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款」を承認のうえ、同条第5項第1号の規定により、この旨届け出ます。なお、個人番号については別紙にて届け出ます。(関係法令により不要である場合を除く)

**1. 現在のご登録内容について**  
太枠内をご記入ください。

|            |                                |      |                              |
|------------|--------------------------------|------|------------------------------|
| 住所         | 〒×××-××××<br>東京都千代田区丸の内×××-××× | 電話番号 | 03-1234-5678                 |
| 氏名<br>(自署) | フリガナ ニッコウ タロウ<br>日興 太郎         | 生年月日 | 大正(昭和)・平成・令和<br>×× 年 × 月 × 日 |

**2. 非課税口座を設定しようとする日の属する年:** ☒ 2024年 ※ただし、非課税口座の開設が左記の年を経過した場合、開設した日の属する年とします。

**3. 株式数比例配分方式のお申し込みについて**  
※左面に記載の留意事項を十分にご確認のうえ、お申し込みの場合は、☐ にレ点でチェックしてください。  
☒ **【株式数比例配分方式のお申し込みについてのご留意事項】を確認しましたので、株式数比例配分方式(証券口座経由で配当受取)を申し込みます。**

|                             |                                                                             |                                |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 社用欄<br>(名称・所在地)SMBCH興証券株式会社 | 確認書類<br>受理日                                                                 | 勘定の種類<br>特定累積投資勘定<br>特定非課税管理勘定 |
| 支店<br>NBS                   | 個人番号(マイナンバー)<br>告知書兼提供書                                                     | 営業店<br>受付者 営業管理者 事務担当者         |
| 受付者(前期繰入金) 力 照 合 不備確認(初回受入) | <input type="checkbox"/> 受入済(初回受入)<br><input type="checkbox"/> 過去告知済のため受入不要 |                                |

(席7) 2823AN

**株式への投資をご検討の方は必ずお読みください。**

### 【株式数比例配分方式のお申し込みについてのご留意事項】

- ① NISA口座で保有している上場株式等の配当金について非課税措置の適用を受けるためには、**株主権利確定日までに「株式数比例配分方式(配当金を証券会社のお取引口座で受取る方法)」に変更する**必要があります(郵便局窓口等や指定の銀行口座で受領する方式では、配当金は課税され、確定申告を行っても還付されません)。
- ② 複数の証券会社に証券口座をお持ちの場合、**他社での配当金受取方法も「株式数比例配分方式」に変更**されます。
- ③ 「株式数比例配分方式」は、お客さまが保有している**全ての上場株式等の配当金が同方式でのお受取りとなり**、一部の銘柄だけを指定することはできません(ただし、国内上場外国株式は対象外)。したがって、**郵便局窓口等や指定の銀行口座での受領はできなくなります**。
- ④ 「株式数比例配分方式」をお申し込みいただいた場合、本申込書の記載内容・添付書類に不備がなければ、NISA口座の開設前であっても、「株式数比例配分方式」のお申し込みを受け付けます。
- ⑤ 信託銀行に開設された特別口座に残高がある場合、または複数の証券会社に証券口座を保有している場合で、その証券会社が「株式数比例配分方式」の取扱いをしていない場合は同方式をご利用いただけません。

#### 【その他ご留意事項】

申請の結果(NISA口座開設可否)につきましては、税務署からの連絡があり次第、書面等にてお客さまへご連絡いたします。なお、申請いただいてからご連絡までには、1か月程度の日数を要する場合があります。

**制度内容について、詳しくは制度概要パンフレットや弊社ホームページをご覧ください。**